

## Press Information

2011年10月7日 株式会社丸順 岐阜県大垣市新田町2-1234 TEL:0584-89-8181

## 株主優待制度における義援金送金に関するご報告

東日本大震災により被災されました皆様には、心よりお見舞い申しあげます。 被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申しあげます。

株式会社丸順は、平成23年度の株主優待制度において、被災地復興支援の一助として「東日本大震災チャリティー」を優待選択肢のひとつとして追加しました。申込み期間が終了しましたので、下記のとおり義援金を寄付しましたことをご報告いたします。

記

■義援金総額 110,000円

■申込みいただいた株主様 22名

■寄付先 日本赤十字社

\*この義援金は、日本赤十字社を通じて被災地復興のための義援金と なります。

以上

《お問い合わせ先》 株式会社丸順 管理本部総務部 TEL: 0584-89-8181

113 1/



## 第 10TH-0204117 号

このたびは、被災された方々のための義援金をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。

お預かりいたしましたお気持ちと義援金は被災された方々のため に役立てていただくようにいたします。あたたかいご支援、誠にあ りがとうございました。

## 受 領 証

丸順株主の有志一同 様 岐阜県 大垣市新田町二丁目1234番地

¥ 110,000.—

但 東日本大震災義援金として

上記のとおり受領致しました。

平成23年9月30日

〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3 TEL. 03-3438-1311

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。